

答 申 第 8 8 号  
平成 3 1 年 4 月 2 6 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県個人情報保護審査会  
会 長 松 永 満 佐 子

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（答申）

平成 3 1 年 4 月 1 7 日付け市第 7 3 号で諮問のありましたこのことについて、  
下記のとおり答申します。

#### 記

個人情報の目的外の利用・提供制限の例外に関する事項（条例第 7 条第 8 号  
関係）について

諮問された事項については、公益上の必要性があると認められます。

## 目的外の利用・提供制限の例外に関する事項（条例第7条第8号関係）

（個別事項）

プレミアム付商品券事業関係

番号	項 目	目的外利用・提供が認められる理由
1	市区町村におけるプレミアム付商品券事業の実施のため、施設入所等児童等の氏名、性別、生年月日、入所等年月日、住所等に関する個人情報を関係市区町村に対し、提供する場合	<p>○プレミアム付商品券事業における商品券の購入対象者の要件の適用に当たり、施設入所等児童等については、保護者の扶養親族とみなされないほか、子育て対象児童に該当する場合は、当該子育て対象児童が子育て世帯分の購入対象者となる。また、当該児童等は、施設等の所在地の市区町村の住民とみなされることとなる。したがって、市区町村への情報提供を県から行わなければ、取扱いが適正に行われな</p> <p>いおそれがある。</p> <p>○このため、県が関係市区町村に対し、施設入所等児童等に関する個人情報を提供することは、公益上の必要性があると認められる。</p>

## 徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開催年月日	内 容
第110回	平成31年 4月25日	諮問 審議

## 徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長

(五十音順)